

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊交指第72号

令和5年2月27日

自転車の安全利用を図る「セーフティカード」の運用について（通達）

警察官以外による自転車利用者の軽微な違反行為に対する安全指導（以下「自転車指導」という。）については、これまで「自転車の安全利用を図る「セーフティカード」の運用について（通達）」（平成31年3月6日付け熊交指第92号）により、地域交通安全活動推進委員等が自転車安全利用五則が記載された「セーフティカード」を交付するなどしてきたところであるが、「自転車の安全利用の促進について（通知）」（令和4年11月10日付け熊交企第476号）のとおり、自転車安全利用五則が変更となったことから、今後の自転車指導については、本通達のとおり「セーフティカード」（別記様式）を変更して運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、本通達の発出をもって廃止する。

記

- 1 「セーフティカード」の交付者（団体）
 - (1) 地域交通安全活動推進委員
 - (2) 市町村交通指導員
 - (3) 交通関係団体
 - (4) 各教育委員会職員、教職員、PTA
- 2 交付対象行為
 - (1) 自転車の二人乗り、信号無視、無灯火等の違反行為
 - (2) 歩道での無謀運転等の迷惑行為
- 3 自転車安全利用五則
別添のとおり
- 4 地域交通安全活動推進委員等に対する指導事項
 - (1) 「セーフティカード」は警告書ではなく、あくまでも「交通安全のためのお願い」であることを認識させること。
 - (2) 交付に当たっては、交通安全指導に活用するものであって、必ず交付すべきものではなく、強制的に交付することがないよう十分配慮させること。
 - (3) 交付対象者が「セーフティカード」の受領を拒否した場合は、口頭指導にとどめさせること。
 - (4) 学校名・学年については、可能な範囲で聴取させること。
- 5 「セーフティカード」の記載、交付要領等
 - (1) 「セーフティカード」の作成は、歩道等の安全な場所で行い、取扱者及び交付対象者の安全確保に配慮すること。
 - (2) 「セーフティカード（控）」欄の記載
「セーフティカード（控）」欄には、取扱者の氏名、違反日時、場所を記入する

とともに、指導区分、指導対象の性別及び職業別（子供、中学生等）に○を付すこと。

(3) 「セーフティカード」の交付

ミシン目以下の「交通安全のためのお願い」欄の指導事項に○印を付し、交付団体名（氏名は記載しない）を記入して、ミシン目以下を切り取って交付すること。

6 「セーフティカード」の登録

「セーフティカード（控）」については、管轄警察署交通課（係）に提出させたいえ、交通課（係）は交通法令違反情報管理システムに速やかに登録すること。

7 受傷事故防止の徹底

「セーフティカード」の交付に伴う受傷事故防止については、「交通街頭活動中における殉職・受傷事故防止要領の制定について（通達）」（令和3年3月29日付け熊交指第193号）に準じて、交付者の受傷事故防止と併せ交付対象者の事故防止も徹底するよう指導教養を行うこと。

※ 別記様式、別添（略）